

駐車場賃貸要綱

(総 則)

第1条 この要綱は、駐車場管理細則第3条に基づき、駐車施設の利用権を貸与する組合員と被貸与者とが遵守すべき事項を定めるとともに、両者が円滑な運用に努めることを目的とする。

2. この要綱は、使用契約および無償貸与の場合も適用する。

(賃貸人の義務)

第2条 駐車施設の利用権を他人に貸与する組合員（以下「賃貸人」という）は、駐車施設の利用権に関して全ての責任を負うものとする。

(賃借人の条件)

第3条 賃貸人が自己の利用権を貸与できる相手の人（以下「賃借人」という）は、当団地内の分譲住宅、賃貸住宅、いずれかに居住する者に限る。

(賃借人の義務)

第4条 賃借人は、貸与された駐車施設の利用に関し、賃貸人とともにその責任を負うものとする。

2. 賃借人は、この要綱のほか、駐車場管理細則、駐車場利用要綱を遵守しなければならない。

(転貸の禁止)

第5条 賃借人は、貸与された駐車施設の利用権を別の第三者に転貸してはならない。

(利用自動車の規格)

第6条 賃借人が利用できる自動車は、駐車場利用要綱第2条に定める規格のものに限る。

(トラブル処理)

第7条 賃貸人と賃借人との間のトラブルは、当事者間で処理するものとし、組合は一切関知しないものとする。

(賃貸契約)

第8条 賃貸人は、駐車施設利用権の貸与において賃借人との円滑な契約関係を確立するため、駐車料金および支払い方法、駐車場場所、転貸の禁止等の事項を含む賃貸契約を締結する。

2. 駐車料金、支払方法については、賃貸人および賃借人との間で任意に設定する。

3. 賃貸人は賃貸契約を締結した時は、「駐車場使用届出書」（別紙）を理事会に提出する。